



県 章

滋賀県公報

平成 23 年（2011 年）
3 月 10 日
号 外 （ 5 ）
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年3月10日

滋賀県監査委員	大	井	豊
〃	平	居	新 司 郎
〃	山	田	実
〃	宮	村	統 雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 滋賀県の環境行政に関連する事務事業について
- 2 監査実施期間 平成21年10月1日から平成22年3月10日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成22年3月23日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(1) 県の派遣職員の人件費を補助金で支出することの合規性について（環境政策課）

ア 監査の結果

県が(財)琵琶湖・淀川水質保全機構および(財)淡海環境保全財団に派遣している職員の人件費を補助するためには、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（派遣法）」第6条第2項が例外規定と定める給与支給可能業務に該当しなければならず、人件費を補助金で支出することの合規性を説明する必要がある。

イ 改善措置等の内容

琵琶湖・淀川水質保全機構運営費補助金および淡海環境保全財団運営費補助金は、派遣職員がそれぞれの財団において、県の委託事業や県との共同事業、県の事業を補完・支援する業務の他、派遣先団体が実施する水質浄化、琵琶湖の保全等の業務に従事させるために支出しているもので、県の事業の効果的な実施に貢献していることから、派遣法で例外的に支給ができるものと考えている。

このため、平成22年度より、これまでの補助金から、派遣職員の給与を県が直接支払う形による支援に変更している。

(2) (財)国際湖沼環境委員会（ILEC）の財務状態および経営状況の把握について（環境政策課）

ア 監査の結果

(財)国際湖沼環境委員会（ILEC）の計算書類の各数値について根拠資料等を積極的に確認するとともに実地調査の結果を入手して計算書類の各数値の正確性について検討し、財政状態および経営状態を把握したうえで、主管課として指導および助言し責任を果たすべきである。

イ 改善措置等の内容

県は、補助金の支出に関しての検査や調査を適正に行うとともに、県で定めている「出資法人への関与に関する要綱」に沿って経営状況の把握を行っている。

なお、当該法人の主務官庁である環境省および外務省により平成 22 年 2 月 8 日に実施された立入検査には滋賀県からも立会し、検査の状況を把握している。

(3) (財)滋賀県環境事業会社に対する公共関与への情報の積極的かつ適時な開示について（循環社会推進課）

ア 監査の結果

県の外郭団体および公の施設見直し計画では、公社が行う経営改革プラン（中期経営計画）の策定が行政経営改革委員会の提言より 1 年程度遅れることになり、スピード感に欠けることは否めない。

県は、抜本的な経営見直しを要請されている公社の経営基盤の確立に多額の税金を投入する以上、公社に対する財政支援の方法とその時期ならびに限度について早急にとりまとめ、県民に対して、適時に、かつ、わかりやすく公表する必要がある。

イ 改善措置等の内容

中期経営計画については、県の方針を受け、少なくとも開業後 3 年の実績を踏まえた上で、公社において、平成 23 年度のできるだけ早期に、的確で合理的な計画を作成するようにしたいと考えている。

このため、県は 9 月に設置した外部の有識者による検討委員会で、公共関与や財政支援のあり方等について審議を行い、検討結果をとりまとめ、これを受けて県の改革方針を平成 22 年度中に策定する予定である。

なお、検討委員会の審議内容については、既にホームページ等で公表しており、検討結果や県の方針等についても適時に公表していく。

(4) 日本下水道事業団に対する補助金の事務手続の合規性について（下水道課）

ア 監査の結果

一般的な補助金では、補助要綱が整備され、補助対象経費が明確にされ、剰余金が生じた場合には精算を行うことが通常であるが、県においては同事業団に対する補助金についての補助要綱はなく、合わせて補助対象経費も明確にされていない。

補助金支出の必要性を検討し、その必要性がある場合にも、補助要綱の整備、補助対象経費の明確化、補助金精算のルール化をすべきである。

イ 改善措置等の内容

当該補助金の負担ルールについては、当初に国と全国知事会、全国市長会等の協議により決定（国 3 / 6、都道府県 2 / 6、市町村 1 / 6）されており、県負担分は全ての都道府県が 1 / 47 ずつ均等に支出している。

このため、負担金的な補助金として、これまでは補助金交付要綱を整備せず、滋賀県補助金等交付規則に基づき事務手続をしてきたが、監査の指摘を踏まえて平成 22 年度より補助金交付要綱を整備し、規則および要綱に基づき事務手続を進めることとした。